

# ○小田原市小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業実施要綱

(平成20年7月1日)

## 小田原市小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、平成17年2月21日雇児発第0221001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「新たな小児慢性特定疾患対策の確立について」に基づく事業（以下「小児慢性特定疾患治療研究事業」という。）の対象となっている者（以下「小児慢性特定疾病児」という。）に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(用具の種目及び対象児)

**第2条** 給付の対象となる用具の種目は、別表第1の種目の欄に掲げる用具とし、その対象児は、同表の対象児の欄に掲げる小児慢性特定疾病児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）による施策（小児慢性特定疾患治療研究事業を除く。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象となる児を除く。）とする。

(給付の申請)

**第3条** 用具の給付を希望する対象児の保護者（以下「申請者」という。）は、小児慢性特定疾病児日常生活用具給付申請書（様式第1号）に小児慢性特定疾患医療受診券の写しを添えて申請しなければならない。

(給付の決定)

**第4条** 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、当該対象児の身体的状況、介護の状況、家庭の経済状況、家庭環境及び住宅環境等を調査し、小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業調査書（様式第2号）を作成し、用具の給付の要否を決定するものとする。

2 市長は、用具の給付を行うことを決定した場合には、小児慢性特定疾病児日常生活用具給付決定通知書（様式第3号）及び小児慢性特定疾病児日常生活用具給付券（様式第4号）を、用具の給付の申請を却下することを決定した場合には、小児慢性特定疾病児日常生活用具給付却下決定通知書（様式第5号）を申請者に交付するものとする。

(用具の給付)

**第5条** 市長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託するものとし、小児慢性特定疾病児日常生活用具給付委託通知書（様式第6号）を業者に対して交付するものとする。

2 市長は、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分考慮して業者を選定するものとする。

(費用の負担及び支払い)

**第6条** 用具の給付を受けた申請者（以下「受給者」という。）は、その収入の状況に応じて、用具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。

2 前項の規定により受給者が負担する費用の額（以下「自己負担額」という。）は、別表第2に定める額とする。

3 受給者は、当該用具を納入した業者に対し、給付券を添えて自己負担額を支払わなければならない。

4 市は、用具を納入した業者からの請求により、当該用具の給付に要した費用の額（別表第1の基準額の欄に定める額の範囲内とする。）から、受給者が業者に支払った自己負担額を控除した金額を当該業者に支払うものとする。

5 業者は、前項の規定による請求をする場合には、給付券を請求書に添付しなければならない。  
（用具の管理）

**第7条** 受給者は、用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し又は担保に供してはならない。

（費用の返還）

**第8条** 市長は、受給者が前条の規定に違反したときは、受給者に当該給付に要した費用の全額又は一部を返還させることができる。

（給付台帳の整備）

**第9条** 市長は、用具の給付の状況を明確にするため、小児慢性特定疾病児日常生活用具給付台帳を整備しておくものとする。

（その他）

**第10条** この要綱に定めるもののほか、用具の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### **附 則**

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

#### **附 則**（平成21年4月1日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

#### **附 則**（平成23年12月28日）

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

#### **附 則**（平成25年3月31日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

#### **附 則**（平成25年6月30日）

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

#### **附 則**（平成26年6月30日）

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

#### **附 則**（令和5年3月31日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条、第6条関係)

種目	基準額	対象児	性能等	耐用年数
便器	4,450円	常時介助を要する児	小児慢性特定疾病児が容易に使用できるもの(手すりをつけることができる。)	8年
特殊マット	19,600円	寝たきりの状態にある児	褥瘡の防止、失禁による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年
特殊便器	151,200円	上肢機能に障害のある児	足踏ペダルにより温水温風を出す機能を有するもの。ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
特殊寝台	154,000円	寝たきりの状態にある児	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年
歩行支援用具	60,000円	下肢が不自由な児	概ね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 (1) 小児慢性特定疾病児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	8年
入浴補助用具	90,000円	入浴に介助を要する児	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用できるもの	8年
特殊尿器	67,000円	自力で排尿できない児	尿が自動的に吸引できるもので、小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用できるもの	5年
体位変換器	15,000円	寝たきりの状態にある児	介助者が小児慢性特定疾病児の体位を変換させるために容易に使用できるもの	5年
車いす(電動式を除く。)	70,400円	下肢が不自由な児	小児慢性特定疾病児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	5年
頭部保護帽	12,160円	発作等により頻繁に転倒する児	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年

電気式たん吸引器	56,400 円	呼吸器機能に障害のある児	小児慢性特定疾病児又は介助者が容易に使用できるもの	5 年
クールベスト	20,000 円	体温調整が著しく困難な児	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	—
紫外線カットクリーム	37,800 円	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある児	紫外線をカットできるもの	1 年
ネブライザー (吸入器)	36,000 円	呼吸器機能に障害のある児	小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの	5 年
パルスオキシメーター	157,500 円	人工呼吸器の装着が必要な児	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。	5 年

別表第2 (第6条関係)

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層(細)区分		徴収基準月額	徴収基準加算月額	
A階層	生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年4月6日法律第30号)による支援給付受給世帯		0円	0円	
B階層	A階層を除く当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,100円	110円	
C階層	<u>A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯</u>		<u>2,250円</u>	<u>230円</u>	
D階層	<u>A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯</u>	所得割の年額 3,000円以下	D1階層	<u>2,900円</u>	<u>290円</u>
		3,001円 ~ 5,800円	D2階層	<u>3,450円</u>	<u>350円</u>
		5,801円 ~ 8,700円	D3階層	<u>3,800円</u>	<u>380円</u>
		8,701円 ~ 13,000円	D4階層	<u>4,250円</u>	<u>430円</u>
		13,001円 ~ 17,400円	D5階層	<u>4,700円</u>	<u>470円</u>
		17,401円 ~ 22,400円	D6階層	<u>5,500円</u>	<u>550円</u>
		22,401円 ~ 28,200円	D7階層	<u>6,250円</u>	<u>630円</u>
		28,201円 ~ 58,400円	D8階層	<u>8,100円</u>	<u>810円</u>
		58,401円 ~ 75,000円	D9階層	<u>9,350円</u>	<u>940円</u>
		75,001円 ~ 96,600円	D10階層	<u>11,550円</u>	<u>1,160円</u>
		96,601円 ~ 121,800円	D11階層	<u>13,750円</u>	<u>1,380円</u>
		121,801円 ~ 175,500円	D12階層	<u>17,850円</u>	<u>1,790円</u>
		175,501円 ~ 221,100円	D13階層	<u>22,000円</u>	<u>2,200円</u>
		221,101円 ~ 380,800円	D14階層	<u>26,150円</u>	<u>2,620円</u>
		380,801円 ~ 549,000円	D15階層	<u>40,350円</u>	<u>4,040円</u>
		549,001円 ~ 579,000円	D16階層	<u>42,500円</u>	<u>4,250円</u>
		579,001円 ~ 700,900円	D17階層	<u>51,450円</u>	<u>5,150円</u>
		700,901円 ~ 849,000円	D18階層	<u>61,250円</u>	<u>6,130円</u>
		849,001円 ~ 1,041,000円	D19階層	<u>71,900円</u>	<u>7,190円</u>
		1,041,001円以上	D20階層	全額	左の徴収基準月額の10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は、8,560円

## 備考

### 1 徴収月額の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表第2の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額の児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 児童に民法（明治29年4月27日法律第89号）第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に市町村民税が課税されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

### 2 世帯階層区分の認定

#### (1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その市民税等により行うものである。

#### (2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数か月別居している場合、病気治療のため一時病院に入院している場合、父の職場の都合上、児童の住所地以外に下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」とは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての扱いはしないものとする。）及びそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者の扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となるのは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定、平成30年8月30日健発0830第7号厚生労働省健康局長通知「小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業における寡婦控除等のみなし適用に係る取扱いについて」によって計算された地方税法により賦課される市町村民税、（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しない。）、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）である。平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（以下、本通知）の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。ただし、令和2年3月31日以前に日常生活用具の給付を受けている児童が属し、その徴収基準月額の算定にあたり本通知を適用していた世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないように都道府県等の判断により、本通知の規定による調達方法を行うことにより経過措置を講じることも可能とする。

指定都市に住所を有する者の市町村民税所得割を算定する場合には、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号）第 1 条による改正前の地方税法に規定する個人住民税所得割の標準税率（6%）により算出された額を用いることとする。生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税（地方税法第 292 条第 1 項第 11 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第 295 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第 292 条第 1 項第 12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第 295 条第 1 項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる場合を含む。）又は免除（地方税法第 3 2 3 条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表 2 「徴収基準額表」の適用時期は、毎年 7 月 1 日を起点として取扱うものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。

4 徴収基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案し、実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

5 その他

平成 25 年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和 51 年 4 月 16 日厚生省発児第 59 号の 2 厚生事務次官通知）第 4 保育所徴収金（保育料）基準額表備考 3 (3) に準じて、B 階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯についても、A 階層と同様の取扱いとする。

様式第1号（第3条関係）

小児慢性特定疾病児日常生活用具給付申請書

年 月 日

（申請先）小田原市長

（申請者） 住所

氏名

㊟

給付対象者との続柄

電話番号

次のとおり、小児慢性特定疾病児日常生活用具の支給を申請します。

なお、当該用具に係る支給決定のため、対象児の世帯の住民登録資料、税務資料その他必要事項について確認できる資料を添付します。また、添付しないときは、各関係機関に当該事項について調査・照会等を行うことを承諾します。

対 象 児	フリガナ		性 別	男 ・ 女	生 年 月 日	
	氏 名				年 月 日( 歳)	
	住 所	小田原市				
	疾患名					
世 帯 の 状 況	氏名	続柄	生年月日	職業	備考	
			・			
			・			
			・			
給付を希望する理由						
現在の住まいの状況	住 宅	1 自家 2 借家 (貸主の諾否)	浴 槽	1 ユニットバス 2 その他 3 なし	便 器	1 和式 2 洋式 3 携帯用
現在の介護の状況	入 浴	1 他人の介助が必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭ともに していない。 4 自分でできる。	排 便	1 他人の介助が必要 2 便器 (携帯用を使用) 3 自分でできる。	移 動	1 車いすを使用 2 他人の介助が必要 (一部・全部) 3 自分でできる。
給付を受けたい用具の名称				希望する形 式・規模等		
給付上、特に希望する事項						
備 考						

※ 申請者氏名については、自署又は記名押印とする。

様式第2号 (第4条関係)

小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業調査書

受理年月日		年 月 日	申請者氏名 及び続柄		( )
対象児	氏名		生年月日	年 月 日 (歳)	
	住所	小田原市			
	疾患名				
世帯員の状況	氏名(続柄)	課税状況			備考
		年度分市町村民税		年分	
	均等割	所得割			
	( )	課税・非課税	課税・非課税	円	
	( )	課税・非課税	課税・非課税	円	
	( )	課税・非課税	課税・非課税	円	
	( )	課税・非課税	課税・非課税	円	
			(計)	円	
世帯の階層区分		A ・ B ・ C1 ・ C2 ・ D ( )			
住まいの状況		自家 ・ 借家(貸主の諾否)			
給付後の生活の状況	日常生活動作の状況	※入浴・排便・移動等について該当する状況に○をする。 1 自力でできるようになる。 2 一部介助でできるようになる。 3 給付しても変わらない。(一部介助・全介助) 4 その他 ( )	その他の状況	1 在宅生活が可能になる。 2 その他 ( )	
給付の必要の有無及びその理由	有・無	(理由)			
給付する用具名及びその形式規模等				予定価格	円
扶養義務者が支払うべき額	円	公費負担予定額		円	
その他特記事項					
(調査日) 年 月 日					
(調査員) 職名 氏名 ㊟					

様式第3号 (第4条関係)

小児慢性特定疾病児日常生活用具給付決定通知書

番 号  
年 月 日

様

小田原市長 印

年 月 日付で申請のありました小児慢性特定疾病児日常生活用具の給付につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。

給付決定番号		給付決定年月日	年 月 日
受給者氏名		対象児氏名	
受給者住所	小田原市		
対象児疾患名			
給付する用具名及び形式規模等			
委託業者	名称		
	所在地		
	電話番号		
用具の価格	円	自己負担額	円
		公費負担額	円
注意事項	<p>1 用具は、対象児の扶養義務者がその能力に応じて、費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた自己負担額については、必ず用具を受け取る際に支払ってください。</p> <p>2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し又は担保に供したりすることは、固く禁じられています。</p> <p>3 2に違反した場合には、費用の全額又は一部を返還していただくことがあります。</p>		

様式第4号（第4条関係）

小児慢性特定疾病児日常生活用具給付券

小田原市長

印

次のとおり決定する。

給付決定番号		給付決定年月日	年 月 日
受給者氏名		対象児氏名	
受給者住所	小田原市		
給付する用具名及び形式規模等			
委託業者	名称		
	所在地		
	電話番号		
用具の価格	円	自己負担額	円
		公費負担額	円
①用具の納入日	年 月 日	②受給者から受領した自己負担額	円
		③自己負担額受領年月日	年 月 日
②用具の受領確認	給付決定を受けた上記用具を確かに受領しました。		
		受給者氏名	印
検収者	職名	氏名	印
その他特記事項			

(注) ①～③欄は、用具を納入した委託業者において記載してください。

②欄は、受給者が自署又は記名押印してください。

番 号  
年 月 日

様

小田原市長 印

小児慢性特定疾病児日常生活用具給付却下決定通知書

年 月 日付で申請のありました小児慢性特定疾病児日常生活用具の給付につきましては、審査の結果、次の理由により却下します。

- 1 申請用具
- 2 却下の理由

（教示）

この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、小田原市長に対し異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、小田原市を被告として（訴訟において小田原市を代表する者は、小田原市長となります。）提起することができます。（なお、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。（なお、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第6号 (第5条関係)

小児慢性特定疾病児日常生活用具給付委託通知書

番 号  
年 月 日

様

小田原市長 印

小田原市小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業実施要綱第5条の規定に基づき、次のとおり用具の給付を委託します。

給付決定番号		給付決定年月日	年 月 日
受給者氏名		対象児氏名	
受給者住所	小田原市		
給付する用具名 及び形式規模等			
用具の価格	円	自己負担額	円
		公費負担額	円
備考			